



生活に困っている人が利用できる制度の紹介

緊急小口資金

収入減（シフト減・養育費減も）で一時的な生活費が必要な人に10万円、無利子、保証人不要。

総合支援資金

失業、収入減などで困窮する2人以上世帯に月20万円以内、原則3ヶ月、最長9ヶ月、無利子、保証人不要。

低所得子育て世帯生活支援特別給付金

児童扶養手当受給者、住民税非課税世帯、直近で収入減少世帯に児童1人あたり5万円給付。

生活保護

生活が苦しい人に必要最低の費用を保障。国民の権利で、扶養紹介の義務なし。

ひとり親家庭住宅支援金

低所得のひとり親世帯に、住宅借り上げ資金の償還免除付きの無利子貸し付け。

住宅確保給付金

収入減で払えない人に家賃原則3ヶ月、最長12ヶ月で返済不要。

休業支援金・給付金

コロナで、休業、時短、シフト減とされた労働者に休業前の平均賃金の80%（大企業60%）。

支払い猶予

国民健康保険税、介護保険料、年金保険料などの納付猶予。

就学援助

生活保護受給、それに準ずる世帯が対象。小中学生に学用品、入学準備金、給食費、医療費、アルバム代などを補助。

無料定額診療

実施医療機関で相談の上、医療費自己負担の一部または全額の免除。



その他にも様々な制度がありますので、まず相談しましょう。

役場 0744-52-3334

新沢あけみ議員へ



新沢あけみ議員の活動を掲載した「新沢あけみニュース」を是非お読みください。